

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

香美町は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

香美町長

公表日

令和7年2月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法第27号。「以下番号法という。’)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①予防接種者の選定 ②予防接種実施の登録 ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④転入者・予診票紛失者への予診票の発行
③システムの名称	健康かるて 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表の第126の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報照会の根拠) :(153項) (情報提供の根拠) :(153、154項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康課
②所属長の役職名	健康課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	香美町 総務課 〒669-6592 兵庫県美方郡香美町香住区香住870-1 Tel:0796-36-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	香美町 総務課 〒669-6592 兵庫県美方郡香美町香住区香住870-1 Tel:0796-36-1111(代表)
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	
9. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	操作可能な者を最小限に限定し、端末・システム利用時に静脈認証を実施している。また、人事異動の際には直ちに操作権限を修正し、不正なログイン等がないよう徹底している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報(4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令の根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二(別表第二における情報照会の根拠): (115の2項) (別表第二における情報提供の根拠): (115の2項) ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令別表第二省令(別表第二主務省令における情報照会の根拠): (59の2) (別表第二主務省令における情報提供の根拠): (59の2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二(別表第二における情報照会の根拠): (115の2項) (別表第二における情報提供の根拠): (115の2項) ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令別表第二省令(別表第二主務省令における情報照会の根拠): (59の2) (別表第二主務省令における情報提供の根拠): (59の2) 	事後	番号法改正に伴う変更
令和3年9月1日	II しいき値判断項目(1. 対象人数)	令和3年2月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	事前の提出が義務付けられていない
令和3年9月1日	II しいき値判断項目(2. 取扱者数)	令和3年2月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	事前の提出が義務付けられていない
令和7年2月28日	I 関連情報(3. 個人番号の利用 法令上の根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項、別表第一の93の2の項・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項、別表の第126の項・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2 	事後	番号法改正に伴う変更
令和7年2月28日	I 関連情報(4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二(別表第二における情報照会の根拠): (115の2項) (別表第二における情報提供の根拠): (115の2項) ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令別表第二省令(別表第二主務省令における情報照会の根拠): (59の2) (別表第二主務省令における情報提供の根拠): (59の2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(情報照会の根拠): (153項) (情報提供の根拠): (153、154項) 	事後	番号法改正に伴う変更
令和7年2月28日	II しいき値判断項目(1. 対象人数)	令和3年9月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和7年2月28日	II しいき値判断項目(2. 取扱者数)	令和3年9月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和7年2月28日	IV リスク対策(8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か)	-	十分である	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年2月28日	IV リスク対策(8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か判断の根拠)	-	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年2月28日	IV リスク対策(11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策)	-	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年2月28日	IV リスク対策(11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】)	-	十分である	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年2月28日	IV リスク対策(11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠)	-	操作可能な者を最小限に限定し、端末・システム利用時に静脈認証を実施している。また、人事異動の際には直ちに操作権限を修正し、不正なログイン等がないよう徹底している。	事後	様式変更に伴う項目追加